

○厚生労働省告示第二百六十七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十五年厚生労働省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 発	名 出 発
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成36年3月31日までの間は、第2の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(6)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。ただし、<u>特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。</u></p> <p>2 支援内容及び支援形態</p> <p>(1) <u>動機付け支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができること。</u></p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(6)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。―</p> <p>2 支援内容及び支援形態</p> <p>(1) <u>動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。</u></p>

(2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から3月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

(3) 面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合において、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
ア～カ （略）

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループはおおむね8人以下とする。）当たりおおむね80分以上のグループ支援とすること。ただし、面接による支援の内容を分割して行う場合において、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援については、面接に代えて、電話等により行うことができる。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ （略）

ウ 必要に応じて評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から3月以上経過した後には医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ （略）

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

(2) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

(3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～カ （略）

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループは8人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ （略）

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後には医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ （略）

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

(1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であつて、当該結果に基づき積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

(2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)において同じ。）が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、ア又はイに掲げる者については、それぞれア又はイに掲げるところにより支援を行うこと。

ア 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援（3月以上の継続的な支援を含むものに限る。）を終了した者であつて、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの 初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

イ 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者 初回の面接による支援が終了した後、3月以上の適切な支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2)～(7) (略)

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2)～(7) (略)

(8) 初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9)・(10) (略)

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア (略)

イ グループ支援A（1グループはおおむね8人以下とする。）

ウ (略)

エ (略)

(12) (略)

(13) 支援Bの方法は、行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとすること。

(14)～(16) (略)

12 第2の1の(2)のイに掲げる者であつて、既往歴の調査（実施基準第1条第1項第1号に規定する既往歴の調査をいう。）において喫煙習慣を有するものに対し、3月以上の適切な支援を行う場合には、禁煙に関する指導を行うこと。

13 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ (略)

ウ 必要に応じて評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、3月以上の継続的な支援が終了した後（3月以上の継続的な支援を行わない場合においては、行動計画の策定の日から3月以上経過した後）に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供する。

エ (略)

(8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9)・(10) (略)

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア (略)

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ (略)

エ (略)

(12) (略)

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとすること。

(14)～(16) (略)

(新設)

13 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ (略)

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ (略)

オ 実績評価は、第2の1の(2)に掲げるところにより行う支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。